

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「本会」という。）生涯スポーツ委員会が設置した宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に関する基本原則を定める。

2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

2. 県協議会は、宮城県内の総合型クラブのうち、本規程に従って登録した総合型クラブをもって構成する。

第2章 事業

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）総合型クラブの情報交換と交流
- （2）総合型クラブの活動支援
- （3）総合型クラブの財源確保に対する支援
- （4）総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- （5）総合型クラブ育成に関する調査研究
- （6）総合型クラブの顕彰に関する研究
- （7）市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携
- （8）そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 県協議会は登録に関する業務を担う。
3. 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 3名以内
- (3) 常任幹事 4名以上10名以内
- (4) 委員 第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）

第7条（委員の選出）

委員は、登録クラブが、当該クラブの役職員の中から1名を選出する。

第8条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、常任幹事の互選とし、本会生涯スポーツ委員会委員長が委嘱する。

2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第9条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、常任幹事の互選とし、県協議会幹事長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第10条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、委員の中から地域区分（南部・仙台市・中部・東部・北部）ごとに2名以内を選出し、幹事長が委嘱する。

2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、4名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第11条（任期）

役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する県協議会総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第12条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第13条（解任）

常任幹事が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第14条（構成）

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

第15条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （1）幹事長及び副幹事長の推挙
- （2）常任幹事の選出及び解任
- （3）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項
- （4）その他、県協議会の諸規程において総会による決議が必要とされた事項

第16条（開催）

総会は、毎年1回以上開催する。

第17条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか第20条に定める常任幹事会が必要と認めたとき、又は登録クラブ代表者の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第18条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第19条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。また、その他本規程で定められた事項を決議する際には、当該事項に関わる規定に準ずる。
3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第20条（構成）

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第21条（権限）

常任幹事会は、次の職務を行う。

- （1）県協議会の業務執行の決定
- （2）常任幹事の職務執行の監督

第22条（開催）

常任幹事会は、必要に応じて年1回以上開催する。

第23条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第24条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第25条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

第26条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第27条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し知識・経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を得て幹事長が委嘱する。

第28条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する県協議会総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任期間とする。

第29条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第30条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 会計

第31条（会計）

県協議会の予算は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

第9章 事務局

第32条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第33条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第10章 改定

第34条（改定）

本規程は、常任幹事会の承認を得て、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

附則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行と同時に、宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会則（以下「会則」という。）は廃止する。ただし、会則第7条については、本規程による役員が置かれるまでは、これを適用する。
- 3 本規程は、令和5年2月28日に第9条と13条を改定。この改定は、令和5年2月28日から施行する。
- 4 本規程は、令和7年5月27日から一部改定する。

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録規程

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程第5条第3項に基づき、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第2条（目的）

登録は、基本規程第3条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第3条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ総合型クラブ単位で申請する。

第4条（登録審査）

県協議会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。

2. 登録審査については、別に定める。

第5条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。

2. 登録認定については、別に定める。

第6条（有効期間）

登録の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第7条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。

2. 登録更新審査については、別に定める。

第8条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- （1）全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- （2）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第9条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第9条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（登録料）

県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。

2. 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブからの登録料の徴収を当面の間行わない。ただし、前項に定める全国協議会の登録料は、5,000円とする。

第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき県協議会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（改定）

本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、令和5年1月13日に第6条を改定し、令和5年1月13日から施行する。
- 3 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31までの1年間とする。なお、登録クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる登録料（第10条）は2,000円とする。

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第3条に基づき、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

第3条（基本基準の適用範囲）

基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
（１）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※１なスポーツ活動を２種目以上実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか２区分以上の会員※２がいる。 （世代区分） A）未就学児 B）小学生 C）中学生 D）高校生（～18歳） E）～29歳 F）～39歳 G）～49歳 H）～59歳 I）～69歳 J）70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のう

		ち少なくとも 1 名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする JSP0 公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）を有している。なお、JSP0 が同等と認める関連資格保有者も可とする。※3
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとする JSP0 公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）が担っている。なお、JSP0 が同等と認める関連資格保有者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5
（2）運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員および役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも 1 名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャーまたはアシスタントマネジャー資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6 の住民、在勤者または在学者である（前述の要件を満たさない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数となる）。・非営利組織である。※7
（3）ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※8 の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録（出席者が明

		記されているもの) が提出されている。 ※9
--	--	---------------------------

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※7で会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。）

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12年度登録申請時からは移行措置を終了する）。

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※8：規約・会則・定款等を指す。

※9：法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

(1) 日時及び場所

(2) 議決権を有する者の総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第4条（県協議会独自基準）

登録可能と判断する県協議会独自基準は、当面の間は設けない。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 本細則は、令和7年9月19日から施行する。

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第4条に基づき、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第3条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の代表者が委嘱する。

①県スポ協役員又は担当者

②県行政担当者

③県協議会役員又は担当者

④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員等）

第4条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べるることができる。

3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第5条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6条（登録審査委員会の招集及び決議）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2. 登録審査委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

申請書類④. 規約・会則・定款等

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

3. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネジャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第8条（登録審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録審査結果を審査実施当該年度の1月末日までに別に定める様式により県協議会へ提出するものとする。

第9条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
- 2 本規程は、令和5年1月13日に第8条を改定し、令和5年1月13日から施行する。
- 3 本規程は、令和7年9月19日に第7条を改訂し、令和7年9月19日から施行する。

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて宮城県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを2月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第4条（登録料の収受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

2. 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。
- 2 本規程は、令和5年1月13日に第3条及び第4条2項を改正し、令和5年1月13日から施行する。ただし、第4条第2項については、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）「5月末日まで」とあるのを「12月末日まで」とする。

公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、公益財団法人宮城県スポーツ協会宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3. 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（総合型クラブ概要等）

申請書類③. 緊急時の連絡体制図

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類④. 規約・会則・定款等

※前回提出以降、変更がある場合のみ提出

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

4. 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録審査委員会は、1月末日までに宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

第5条（改定）

本細則は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。
- 2 本規程は、令和5年1月13日に第4条を改定し、令和5年1月13日から施行する。
- 3 本規程は、令和7年9月19日に第3条を改定し、令和7年9月19日から施行する。